

陳述要旨(治水)

2013(平成25)年9月2日

東京高等裁判所 第11民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 坂本博之

- 1 訴訟において、裁判所に対して要請されることは、事実を的確に認定し、法令を的確に解釈して、認定した事実当てはめてこれを適用することである。本件において、被控訴人群馬県が、八ッ場ダム建設に関し、治水上の建設負担金を支出するための根拠条文は、河川法60条1項である。そして、この条文には明示されていないが、国が被告群馬県に対して、治水上の建設負担金を要求できるためには、当然のことながら、群馬県が、八ッ場ダムによって治水上の利益を受けることが必要である。本件訴訟において、治水上の建設負担金に関して審理の対象とされるべき点は、河川法60条1項にもとづく知事の負担金の支出行為が、その条項の要件を充足しているか否か、すなわち八ッ場ダムの建設という国土交通大臣の河川管理により、群馬県が利益を受ける、という事実を客観的に認定できるか、ということである。

本件においては、逆に、八ッ場ダムが群馬県にとって利益が全くないということについて、控訴人らは十分な主張・立証を行った。のみならず、八ッ場ダムは、下流の都県に対して、治水効果がなく、治水上の建設目的自体が認められないのであり、このようなダムの建設に対して、群馬県が治水上の建設負担金を負担しなければならない理由はない。

- 2 まず、治水目的のダムによって通常は最も利益を受けることになる可能性があるのは、そのダムの直下の地域であると考えられるが、八ッ場ダムの下流域の吾妻川流域は、山間部を流れる渓谷となっているため、そもそも水害が発生する可能性が殆どない地域であり、八ッ場ダムによってもたらされる利益はない。
- 3 八ッ場ダム計画において、治水対策の目標とされているのは、カスリーン台風時の八斗島地点の最大流量であった。カスリーン台風規模の台風が再来しても、下流の都県を水害から守れるようにする、そのためには八ッ場ダムが必要である、というのが、国や被告群馬県の説明であった。そして、国の計画では、八斗島地点のピーク流量が22,000 m³/秒という数値を前提としていた。

しかし、カスリーン台風時の八斗島地点の実際の流量は、数々の資料から、15,000 m³/秒程度であったことが明らかとなっている。ところが、国や被告群馬県は、カスリーン台風のピーク流量を 17,000 m³/秒であったとした上で、現状でカスリーン台風が再来すると、更に 5000 m³/秒も大きな洪水となって八斗島下流を襲うとしている。その理由として、八斗島地点の上流部で、5000 m³/秒という大規模な氾濫があった、ということを主張していた。また国は、「昭和 22 年 9 月洪水氾濫推定図」などという資料も作った。

これに対して大熊孝教授は、地元の住民らに対する詳細な聴き取り調査を行うなどして、八斗島地点の上流部での大規模な氾濫などなかったことを明らかにした。ところが原判決は、「その現地調査は、「ほとんどが現地で、そこに住んでいる人に 22 年の水害状況がどうであったかを聞いていった」というもので…上記調査は、カスリーン台風から 20 年以上を経過した時点における、住民の記憶や印象に依拠したものであって、そこから信頼性のある客観的な数値を算出することができるかについては疑問がある…その他にカスリーン台風時の八斗島上流部での氾濫流量が毎秒 1000 m³であったと認めるに足りる的確な証拠はない」という判断をしたのである(原判決 58p)。

ところが、原判決後の平成 22 年秋、当時の馬淵国土交通大臣が、それまでの国の主張の根幹である 22,000 m³/秒という数字について、それを裏付ける算出根拠資料が見当たらないという発言し、国のそれまでの主張が虚構に基づくものであることを自ら認めたのである。原判決の判断が完全に誤りであること、寧ろ、八斗島地点上流部での大規模な氾濫があったことを国及び被告群馬県が立証すべきであることが明らかになったのである。

その後、大臣から 22,000 m³/秒が正当であるかどうかの検討を指示された国土交通省は、その根拠を探するため、日本学術会議に検討を依頼した。ところが、これまでに控訴人らが提出してきた書証によって明らかのように、日本学術会議の分科会において、上記の大熊教授が参考人として出席し、22,000 m³/秒と 17,000 m³/秒との乖離に根拠がないことを科学的に明らかにしたにもかかわらず、委員長をはじめとする他の委員からは一切説明されることがなく、22,000 m³/秒という国交省の説明に「大きな誤りはない」との回答をし、日本学術会議は、短期間での不十分な審議の上、国交省の意向に迎合し、その主張に形ばかりのお墨付きを与えてしまったのである。しかし、日本学術会議においては、上記の「推定氾濫図」について、大熊教授がそのデタラメさ、インチキさを指摘したところ、その図面は、さしもの日本学術会議においても根拠資料としては使用されなかった。日本学術会議におけるこのような審議経過に鑑みても、八斗島地点上流部での 5000 m³/秒という大規模な氾濫があったという証明はなされなかったのである。

そして、カスリーン台風時において、八斗島地点上流部での大規模な氾濫がなかったということは、とりも直さず、同程度の規模の台風が再来しても、群馬県内においては大規模な氾濫は起こらないということであり、八ッ場ダムがあってもなくても群馬県には利益がないということを物語っている。

このような日本学術会議の議を踏まえても 22,000 m³/秒という証明がなされなかったこと、八斗島地点上流部での大規模な氾濫がなかったこと、従って八ッ場ダムは群馬県に利益をもたらすものではないということを立て証するため、小池俊雄証人、大熊孝証人の尋問は必須である。

- 4 また、八ッ場ダムについては、そのほか、①「八斗島地点毎秒 2 万 2000 m³」計画が「将来的な計画値」であるという説明については、上流部での改修計画などは存在せず、上記のピーク流量は仮想・架空の「計算上の仮設計」であることが判明している。②八ッ場ダムの治水上の必要性の証明については、計画全体からの必要性についても、また、洪水時の下流部における具体的な水位低減効果についても、説明がなされていないか、具体的な説明の範囲では、その低減効果は数センチメートルというものである。③国によって、科学的根拠を持った八ッ場ダムによってもたらされる洪水調節費用便益計算は全くなされていない。

このように、八ッ場ダムは、八斗島地点下流域に対して、治水上の効果が認められない河川管理施設であり、建設する意味が全くない。このように治水上意味のないダムであることを白日の下にするために、山田邦博証人、荒川泰二証人の尋問は必須である。

- 5 改めて一審判決の内容を見てみると、治水負担金に関する判断にあたって、治水計画自体に予算執行の見地から看過し得ない瑕疵が存在するか否かという点についてしか判断を行わず、治水負担金の根拠法令である河川法 60 条 1 項の解釈・適用を完全に脱漏させている。すでに述べたところから明らかのように、本件で裁判所に要請されているのは、八ッ場ダムに治水効果が見込めないとと言えるかどうか、などということではなく、八ッ場ダムが群馬県にとって利益をもたらすかどうか、という点である。しかも、これらの点は、一審では未だ十分な審理が尽くされていない。

控訴審では、一審の過ちを二度と繰り返さず、その反省の上で、上記の点について、綿密な審理を行った上で、公正な法の解釈・適用をしていただきたい。それが、現在の裁判所に期待されていることである。